

平成三十年内閣府・文部科学省令第一号

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第一百七十七号）第二条、第三条、第四条第一項及び第二項第二号、第五条第二号及び第四号並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令を次のように定める。

（用語）

**第一条** この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

（年次別収容定員の算定方法）

**第二条** 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を除く）と、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号及び第五号ロにおいて同じ。（特定年次の基準）

**第三条** 省令で規定する内閣府令・文部科学省令で定める基準は、大学又は高等専門学校の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けられることができる授業科目（次項において「特定授業科目」という）の単位数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第十九号）第三十二条第一項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。以下この条において同じ。）が、当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の二分の一を超えることとする。

2 前項の場合において、授業科目のうち、その授業時間の二分の一を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、前項に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しない。

（大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い）

第四条 令第二条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとする。（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第五条 令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特に異なる時間において授業を行うもの及び通信による教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。）の区分（以下この項及び第七条において「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数（単位制による学科にあっては、単位数。以下この項において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる場合は、単位数。（以下この項において同じ。）が当該增加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部等収容定員を増加させて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日

二 特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該增加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の十二月三十一日

（増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲）

第七条 令第四条第二項第二号の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とする。（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合）

八 单位時間以上の者

六 当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ イ及びロに掲げる者に准ずると認められる者

ハイ及びロに掲げる者に准ずると認められる者



附則（平成三十一年九月二八日内閣府）

この命令は立候三二一五四月一日から施行する。

附則（令和元年）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

文部科学省令第一号

（施行期日）

(経過措置)

**第二条** この命令の施行の際現にあるこの命令に  
ふる文三前の様式（以下「日議定書」といふ。）

2 よる改正前の様式（以下「旧様式」といふ）により使用されてゐる書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年九月三〇日内閣府・文部科学省令第一号）  
この命令は、令和四年十月一日から施行する。

**附 則**（令和五年六月九日内閣府・文部  
科学省令第一号）  
この命令は、公布の日から施行する。

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別紙様式第4号		（交付の日付等）	（用紙）日本語英語各A4版
法則規則3条第4号		税負額	
事項	実施時期	実施内容	
寒暖覚醒に関する状況			
公差に関する状況			
契約等に関する状況			